

令和2年度 第9回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和2年12月4日（月）午後2時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター（小会議室）
- 出席者：（教育委員）岩崎道明（教育委員）山口直登
（教育委員）長下亜希（教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人（教育次長）岡木徳人（総務係長）遠岳祐二
（教育指導員）廣瀬由紀子
- 議事録署名委員の指名 岩崎道明 委員
- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）前回（第8回定例教育委員会）議事録の承認について
 - （2）議案第24号東彼杵町立小、中学校庶務規則の一部を改正する規則について
 - （3）協議事項
 - ①教育支援委員会の審議結果及び特別な支援が必要な児童生徒の就学先の決定について
 - ②学校給食費の口座振替又は給食費会計の公会計化の動向について
 - （4）報告事項
 - ①10月行政報告及び11月行事予定について
 - （5）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 14時00分

議事録署名

議事録署名を岩崎委員に願います。

教育長挨拶

別紙資料を配付して活動内容と行事等の状況を報告する。また、12月2日の校長会での指導事項と12月議会の一般質問の内容を説明する。

この他、9月議会で一般質問があった中学校制服の見積り徴取について、これまでの経過と今後の予定等を報告する。

議題

(1) ①前回（第8回定例教育委員会）議事録の承認について

教育次長

前回の議事録につきまして、事前に配付して確認をお願いしていましたが、質問やご意見などはありませんか。

なお、本日までにご連絡いただいた点については修正しています。

（質疑なし）

ご意見が無いようですので、前回の議事録について承認をお願いします。

教育委員全員

承認する。

(2) 議案第24号東彼杵町立小、中学校庶務規則の一部を改正する規則について

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第24号東彼杵町立小、中学校庶務規則の一部を改正する規則についてを議題とし審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

提案理由を説明します。児童生徒の男女混合名簿の導入及び職員の働き方改革に伴う学校運営の諸事項について所定の変更を行う必要があるため教育委員会の承認をお願いするものです。資料は2頁から22頁までになります。また、参考資料として別冊資料を配付していますので併せてご覧下さい。改正内容につきまして、担当の教育指導員が説明します。

教育指導員

配付しています資料に誤りがありましたので訂正をお願いします。

資料の16頁、様式3号の4を様式3号の3に訂正をお願いします。

それでは、改正の内容を説明します。

男女混合名簿の導入については、男女の互いの人格の尊重と健全な異性観を育てるということで、男女平等の意識の醸成を図るためにも学校で使用する名簿の男

女混合化を県教委も奨励しています。また、公立高校の入試選抜に係る名簿についても男女混合名簿を使用するように通知されています。

本町では男女別々の名簿を使用していますので、男女混合名簿に変更するために庶務規則の改正が必要になります。また、教職員の働き方改革を推進するためにも校務支援システムの活用が必要でありますので、それに関係する諸事項においても所要の改正を行うことにしました。

(資料により改正の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。質問があればお願いします。

山口委員

第10条の職員の出勤簿に関わってですが、改正では出勤簿には押印しないで、本人が電子媒体で記録するというのでしょうか。

教育指導員

出勤簿に押印のうえ、電子媒体でも出退勤を本人が記録するように改正するつもりですが、改正条文で押印する規定が抜けています。申し訳ありません。

教育長

ご指摘のとおり、資料の7頁、新旧対照表の第10条について押印の規定を追加したいと思います。

改正後の条文の「、教育委員会が」の前に「押印し」を追加します。

山口委員

それに関連してですが、出退勤の記録は校務支援システムで記録するというのでしょうか。

教育指導員

そうです。校務支援システムで管理することで、校長がその月の各職員の出退勤記録を閲覧できますので、超過勤務などに対して指導ができるようになりますし、教育委員会の事務局でも閲覧ができます。

橋本委員

11頁の児童生徒出席簿記入の手引きについてですが、転出入の記入について、金曜日に転出した場合はその日が「学去」となり、転校先の学校に月曜日に手続きを行った場合はその日が転学となるのでしょうか。

教育長

学校間のやり取りで転校先の学校に転入した日の前日がこちらの転学の日付けになります。

教育指導員

補足ですが、中学校については今回の出席簿の改正は画期的な事と言えます。但し、教科別に出席を記録する出席簿が紙媒体ですので、これについては今後も補助簿として使用し、出席簿の保管年数と同様に保管することになっています。

山口委員

今回の改正で出席簿の記入などは先生方も煩雑にならないで良いのではないかと思います。何か問題が発生した時に時間毎に生徒を把握しておく必要があるため、先生方にも記録はしっかりと取ってもらうように指導していただければ、新しい様式で良いのではないかと思います。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、これから議案第24号東彼杵町立小、中学校庶務規則の一部を改正する規則について承認を求めます。お諮りします。

山口委員

11頁、出席簿記入の手引きの4不登校児童の出席の取扱いについてですが、「自宅において、ICT等を活用した学習を行ったとき、そのことが現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるようなものであり、かつ、不登校児童の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。」とありますが、非常に校長の判断が難しいのではないかと思います。

以前、どこかの施設に教師が出向いて、そこに来ている生徒に指導を行い、出席扱いにした例もありました。直接教員が指導を行い学習内容をしっかり生徒に指導したということであれば出席扱いにできると認識していますが、ICTのオンライン授業を受けたということであれば問題ないと思いますが、ICTを活用して復習をした程度で学習しなければならない内容を指導できたかどうかを把握できないと判断が難しいのではないかと思います。判断基準となるような内規的なものを検討した方が良いのではないかと思います。

教育指導員

コロナウイルス感染防止のための学校の休業期間に学校のタブレットを高学年から持ち帰らせて、教育ソフトのeライブラリーを使用して家庭学習での指導などを行いました。今後一人一台のタブレットが整えば、全部の児童生徒に適応できる教育ソフトやアプリケーションなども検討します。他にも民間のフリースクールでオンラインの授業を行い、それを学校が確認できれば出席扱いにしている事例もあるようです。

教育長

校長の判断が難しいところがありますが、教育指導員が説明しました事例などを基に判断基準も増えていくのではないかと思います。

今後、判断基準となるものを検討していきたいと思います。

橋本委員

民間のフリースクールは保護者が選んで行かせているのでしょうか。

教育指導員

そうだと思います。塾のような所もありますが、最近はICTを活用してオンラインでやり取りする所もあるようです。

岩崎委員

指導要録や健康診断簿も男女混合になるのでしょうか。

教育指導員

男女混合になります。

岩崎委員

実際に男女混合になった場合、健康診断などは男女別に行うような配慮が必要だと思いますが。

教育指導員

健康診断とか男女別に行うものは補助簿などを使用することになると思います。昨年度末での本県での男女混合名簿の使用状況としては、小学校81%、中学校65%であります。

教育長

他に意見が無ければ承認をお願いしたいと思いますが、まず令和3年度から町立の小、中学校に男女混合名簿を採用することについて承認を頂けますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育長

次に、議案第24号東彼杵町立小、中学校庶務規則の一部を改正する規則について、第10条の出勤簿の箇所について「押印し」を追加し、別紙1（第4条関係）児童生徒出席簿記入の手引きの中の4不登校児童の出席の取扱いにおける校長判断に係る基準を検討する。以上の2点を追加のうえ、本案に承認を頂けますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育長

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

教育次長

次に協議事項①教育支援委員会の審議結果及び特別な支援が必要な児童生徒の就学先の決定について協議をお願いします。

なお、本件につきましては児童生徒の氏名、特別支援教育における措置状況など教育支援委員会の審査結果をもとに協議していただきます。

教育長

本件は児童生徒の個人情報でありますので、会議規則の規定に基づき、内容を非公開とし、議事録への記載も省略したいと思います。ご承認頂けますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

教育支援委員会から提出があった資料をお配りしますので、その資料に沿って総務係長が説明します。

(資料により総務係長が説明を行う。)

教育長

教育支援委員会から提出された審査結果については、承認頂けますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

次に協議事項②学校給食費の口座振替又は給食費会計の公会計化の動向について、資料は23頁から34頁までになります。

内容については、教育長から説明があります。

教育長

全国には給食を自校方式で運営している自治体があり、そこは給食費の徴収業務を教職員が行っており、未納者への督促なども先生方が行っています。それらの業務の負担軽減策として公会計化が出てきた訳です。

資料23頁に全国での公会計化の実施率が記載してありますが、実施している自治体は25.8%となっています。

また、公会計化の実施を予定していない自治体は43パーセントになっています。長崎県の状況は資料の26頁にありますが、公会計化を導入している市町は21市町の内、3市町で13.6%、導入を検討中が6市町で27.3%、導入を予定していない市町が本町も含めて13市町59.1%となっています。特に規模が小さい市町は導入が難しいようです。

公会計化導入の支障になっている事由が資料の25頁にありますが、情報管理のための業務システムの導入・改修に係る経費やその運用に係る経費、人員の確保、徴収や未納等対応における徴税部門等との連携などがあるようです。

資料の27頁には公会計化のメリットや効果として、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、透明性の向上と不正防止、公平性の確保、給食の安定的な実施・充実などが公会計化の効果として挙げられています。

28頁は公会計化の具体的な事例が記載してあります。

徴収方法に関しては、インターネットサービスを利用した納入や児童手当からの徴収事例などがあるようです。この他未納対応に関してや食材調達方法の工夫に関して等の事例が挙げられています。

本町では、地産地消のために地元産の新鮮な食材を使用する場合に割高になりま

すので、その差額分を町が補助しています。

29頁からは、文部科学省のガイドラインを載せています。公会計化の背景や公会計化のデメリットなども詳しく書かれています。

公会計化に依らず給食費の口座振替を行った自治体もありますが、未納が増加しているようです。未納が多くなれば、食材の購入に支障が出ますので安定的な給食の提供が危ぶまれることになります。

それから、口座振替には手数料が掛かります。それを保護者が負担することになりますので、それも課題ではないかと思えます。

公会計化の動向と直ぐには導入することが難しい理由を説明したわけですが、本町としては現状のままが安定した給食の提供が維持できると判断しています。

将来的には口座振替や公会計化に替わっていくのではないかと思えますが、まだそこには踏み切れない状況です。

以上です。ご質問やご意見がありましたらどうぞ。

山口委員

保護者の方が徴収されていると思えますが、各徴収班の中で多くてどれくらいの世帯を集めているのでしょうか。それと徴収できないような場合があるのでしょうか。

教育次長

世帯数が多い地区では徴収班で集める世帯も多くなっていると思えます。

多いところは十数軒にところもあると思えます。

徴収率については、決算の数値では99.7%になっており、ほぼ100パーセントに近い徴収率になっています。これも、保護者のご理解と各地区の徴収員の皆様のご協力のお陰であると感謝しています。

この件につきましては、議会でも質問があっており、今後も引き続き検討していく事案ですので、その都度教育委員会で協議をお願いしたいと考えています。

(4) 報告事項

① 11月行政報告及び12月行事予定について

教育次長が資料により、それぞれの報告を行う。(質疑なし)

(5) その他

次回教育委員会を令和3年1月13日(水)15時開会に決定する。


16時10分 閉会

議事録署名に於て、令和3年1月13日第10回定例教育委員会において、岩崎委員に替わり山口委員とすることを承認する。

議事録署名

令和 3 年 / 月 / 日

教育委員

山口直登 

教育長

粒崎秀人 

東彼杵町立小・中学校処務規則（昭和52年教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(備付けの表簿及びその保管)</p> <p>第2条 学校においては、<u>施行規則第2.8条</u>の規定による表簿のほか、次の表簿を備えなければならない。</p> <p>(1) ～ (1.3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>施行規則第2.8条第1項第3号</u>に規定する履歴書は、長崎県教育委員会の用いる様式の例による。</p> <p>(出席簿の様式及び報告)</p> <p>第4条 校長が<u>施行規則第2.5条</u>の規定によって作成すべき<u>児童生徒</u>の出席簿は、<u>様式第3号の1</u> によらなければならない。</p> <p>2 校長は、毎月1日付けの児童生徒在籍数及転出入児童生徒について、<u>東彼杵町教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に、<u>様式第3号の2</u>によりその月の5日までに報告しなければならない。</p> <p>3 校長は、その月に7日以上欠席した児童生徒及び不登校の児童生徒について、その事由を記入し、<u>様式第3号の3</u>により翌月5日までに<u>教育委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>(全課程修了者の報告等)</p> <p>第5条 <u>施行令第2.2条</u>の規定により、校長が、学校の全課程を修了し</p>	<p>(備付けの表簿及びその保管)</p> <p>第2条 学校においては、<u>施行規則第1.5条</u>の規定による表簿のほか、次の表簿を備えなければならない。</p> <p>(1) ～ (1.3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>施行規則第1.5条第1項第3号</u>に規定する履歴書は、長崎県教育委員会の用いる様式の例による。</p> <p>(出席簿の様式)</p> <p>第4条 校長が<u>施行規則第1.2条</u>の規定によって作成すべき<u>児童、生徒</u>の出席簿は、<u>別記様式第3号の1</u>から<u>第3号の7</u>によらなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(全課程修了者の報告等)</p> <p>第5条 <u>施行令第2.2条</u>の規定により、校長が、学校の全課程を修了し</p>

た児童生徒の氏名を教育委員会に報告するときは、別記様式第4号によらなければならない。

(前条により認可を受けた児童生徒の事由消滅の届出)

第7条 就学義務の猶予又は免除の認可を受けた児童生徒であつて、その事由が消滅したときは、別記様式第6号により、保護者はその旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(短縮授業)

第8条 校長は、夏季休業日の前後において、授業時間を短縮することができる。ただし、その日数は20日を超えない。

2 (略)

(校長の所掌事項)

第9条 法第28条第3項に規定する校長の校務所掌事項は、おおむね次のとおりである。

(1) ～ (3) (略)

(4) 教職員の勤務評価に関する事項

(5) ・ (6) (略)

(7) 児童生徒の賞罰

(8) ～ (10) (略)

(共同実施室長専決事項)

第9条の3 学校管理規則第15条の12に規定する共同実施室長(事務主幹又は事務主任である者に限る。)の専決事項は、別表第2のと

た児童、生徒の氏名を東彼杵町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するときは、別記様式第4号によらなければならない。

(前条により認可を受けた児童、生徒の事由消滅の届出)

第7条 就学義務の猶予又は免除の認可を受けた児童、生徒であつて、その事由が消滅したときは、別記様式第6号により、保護者はその旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(短縮授業)

第8条 校長は、夏季休業日の前後において、授業時数を短縮することができる。ただし、その日数は20日を超えない。

2 (略)

(校長の所掌事項)

第9条 法第28条第3項に規定する校長の校務所掌事項は、おおむね次のとおりである。

(1) ～ (3) (略)

(4) 教職員の勤務評価に関する事項

(5) ・ (6) (略)

(7) 児童、生徒の賞罰

(8) ～ (10) (略)

(共同実施室長専決事項)

第9条の3 学校管理規則第15条の9に規定する共同実施室長(事務主幹又は事務主任である者に限る。)の専決事項は、別表第2のと

おりとする。

(出勤簿等)

第10条 職員が出勤したときは、自ら出勤簿に、教育委員会が指定した電子媒体で出勤時刻を記録しなければならぬ。

2 校長は、その月の職員の勤務時間(様式第7号の1)を翌月5日までに教育委員会に報告しなければならぬ。

[削除]

3 校長は、その月の職員の出勤、出張、休暇等の状況を翌月の5日までに職員勤務一覧(様式第7号の2)を作成し、保管しなければならぬ。ただし、出勤簿の勤務集計表をこれに置き換えることができる。

(着任)

第12条 (略)

2 職員は、着任したときは、直ちに、着任届(様式第8号)を、別に履歴書を教育長に提出しなければならぬ。

3 新たに本町教職員となった場合は、服務の宣誓をし、宣誓書(職員の服務に関する条例(昭和40年条例第17号)様式第2号)を教育長に提出しなければならぬ。

4 (略)

(出張)

おりとする。

(出勤簿等)

第10条 職員が出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならぬ。

[新設]

2 校長は、職員の出勤、出張、休暇等の状況を出勤簿に記入し、整理、保管しなければならぬ。

3 校長は、毎月5日までに、その前月分の職員勤務報告書(別記様式第7号)を東彼杵町教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

(着任)

第12条 (略)

2 職員は、着任したときは、直ちに、着任届(別記様式第8号)を、別に履歴書を教育長に提出しなければならぬ。

[新設]

3 (略)

(出張)

第13条 出張中、次の事項のいずれかに当たる場合は、直ちに、校長の指示を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(事務引継)

第21条 職員は、転任、休職又は退職等により、その職務を離れるときは、事務引継書により、後任者又は校長の指名した者にその事務を引き継がなければならない。ただし、校長の承認を受けた場合は、引継書の作成を省略し、口頭で引継ぎを行うことができる。

様式第3号の1 (第4条関係)

(略)

様式第3号の2 (第4条関係)

(略)

様式第3号の3 (第4条関係)

(略)

第13条 出張中、次の事項のいずれかに当たる場合は、直ちに、上司の指示を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(事務引継)

第21条 職員は、転任、休職又は退職等により、その職務を離れるときは、事務引継書により、後任者又は上司の指名した者にその事務を引き継がなければならない。ただし、上司の承認を受けた場合は、引継書の作成を省略し、口頭で引継ぎを行うことができる。

様式第3号の1 (第4条関係)

(略)

様式第3号の2 (第4条関係)

(略)

様式第3号の3 (第4条関係)

(略)

様式第3号の4 (第4条関係)

(略)

様式第3号の5 (第4条関係)

(略)

様式第3号の6 (第4条関係)

(略)

<p><u>様式第7号の1 (第10条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第7号の2 (第10条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第8号 (第12条関係)</u> (略)</p>	<p><u>様式第3号の7 (第4条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第7号 (第10条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第8号 (第12条関係)</u> (略)</p>
--	---

東彼杵町立小・中学校 児童生徒出席簿記入の手引き

1 児童生徒出席簿の記入について (校務支援システムでの入力とし、手書きも可とする)

- (1) 男女混合で記入する。(別紙様式第2号)
- (2) 転入の場合には、最後尾に記入し、備考欄に転入した日付を記入する。
- (3) 転学の場合には、氏名を赤一本横線で消し、備考欄に転学と転出の年月日を記入する。
- (4) 符号例

病欠 × 事故 / 忌引 ≠ 停止 テ 遅刻 0 早退 ハ

として、その個所に簡単に理由を記入する。校務支援システムの場合は、符号でなくその理由を入力することもできる。

(5) 土曜日、日曜日の場合は次のように処理する。

曜日は朱書きする。出席欄には赤一本縦線を引く。

但し、日曜日に行事を行った場合は、曜日は朱書きのまま出席欄に行事名を黒書き(縦)する。

(6) 振替休業日の場合には次のように処理する。

出席欄に「振替休業日(10月5日運動会)」と朱書き(縦)し、文字の前後は赤一本縦線を引く。

(7) 臨時休業日の場合には次のように処理する。

出席欄に「臨時休業日(台風10号接近のため)」と朱書き(縦)し、文字の前後には赤一本縦線を引く。

(8) 長期休業中は次のように処理する。

出席欄に「学年始め休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日」と朱書き(縦)し、週の初日と最終日に赤一本縦線を引く、その間は左上から右下へ赤斜め線を引く(N字)。

(9) 小の月については次のように処理する。

不要日は日付の欄を含め、黒一本縦線を引く。

2 転出入の記入について

(1) 学校を去った日に「学去」と記入し、「転学」の日付が確定したら、その日を「転学」とする。

「学去」と「転学」の間は黒一本線、残りの分に赤一本線と翌月から三月末までの間に赤線を引く、氏名を赤で抹消する。

(2) 転入学、編入学、就学猶予及び免除の解除による復学の場合は、その日は「転入」「編入」

「復学」と記入し、その前日までは(その月の初めから)赤一本横線を引く。在籍の異動欄に必要事項を記入する。

3 備考欄には必ず次項を記入すること

- (1) 転出入児童、月全欠児童(長欠児童を含む)の事由
- (2) 長欠報告によって教育委員会に報告した児童の事由
- (3) その他参考となる重要な事項

4 不登校児童の出席の取扱い

(1) 学校外の適応指導教室等において相談・指導等を受けたとき、又は自宅において、ICT等を活用した学習を行ったとき、そのことが現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能なものとなるようなものであり、かつ、不登校児童の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。

(2) 児童が通所又は入所した適応指導教室等の施設名を備考欄等に明記する。

5 月末統計の記入について

- (1) 出席日数は、全学年又は学年が実際出席した日数とする。
- (2) 在籍児童数は、月末日の实在籍数を記入する。
- (3) 出席率は小数第1位まで記入する。
- (4) 転出の場合は1日から転出の日とし、転入の場合は転入の日から月末までの授業日数を出席すべき総日数に加えること。

6 記入事項に変更があった場合はその都度記入する。変更のみは赤一本線で見え消しにし、誤記又は訂正の場合は、赤二本線を引き訂正印を押す。

7 忌引きの日数は次に掲げる日数の範囲内とする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 父母 | 7日 |
| (2) 祖父母 兄弟 姉妹 | 3日 |
| (3) <u>曾祖父母</u> 伯叔父母 | 1日 |
| (4) <u>その他同居の親族</u> | 1日 |



令和2年10月30日

学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について

文部科学省では、教員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費については、地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに、徴収・管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行う（以下「公会計化等」という。）ことを一層推進いただくようお願いしているところです。

このたび、令和元年度における学校給食費の公会計化等の推進状況を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 経緯・目的

教員の業務負担の軽減等に向け、各学校設置者における学校給食費の公会計化等の推進状況及び学校給食費の公会計化等を進めるに当たり支障となっている事由等を把握し、今後の促進方策の検討に活用する。

2. 調査内容

- (1) 調査基準日：令和元年12月1日現在
- (2) 調査対象：学校給食を実施している小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会
- (3) 調査事項：公会計化等の実施状況、公会計化等を実施していない場合の理由
- (4) 回答数：計1,799

3. 調査結果の概要

(1) 学校給食費の公会計化等（※）の実施・検討状況

実施・検討状況	回答数（割合）
実施している	435（25.8%）
準備・検討している	524（31.1%）
計	959（57.0%）
実施を予定していない	724（43.0%）

（学校給食費の無償化を実施している教育委員会は集計から除く。）

※本調査において、「公会計化等」とは、学校給食費について、以下①②の双方を満たしたものをいう。

①公会計制度を導入。

②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施。

【参考】少なくとも①公会計制度を導入している教育委員会 712（42.3%）

(2) 公会計化等の実施を予定していないと回答した教育委員会において支障となっている事由（複数選択可）

支障事由		回答数
首長や首長部局との調整	情報管理のための業務システムの導入・改修にかかる経費について	398
	情報管理のための業務システムの運用にかかる経費について	351
	人員の確保について	391
	徴収や未納等対応における徴税部門等との連携について	279
	その他※	88
教育委員会の判断による※		316

※主な事由（自由記述）

- ・現時点では具体的な検討に至っていない。
- ・公会計化していないが、徴収・管理に係る教員の負担軽減策を講じている（事務員や自治体出向職員、関連団体による徴収等）。
- ・保護者と信頼関係のある学校が担った方が円滑。
- ・他市町村等の動向を見て、検討したい。等

(3) 都道府県別の実施・検討状況は別紙のとおり。

4. 今後の対応

既に公会計化等を実現している自治体の事例をまとめるとともに、公会計化等に関する質問に対する回答を Q&A 形式でまとめ、地方公共団体へ通知。引き続き、学校給食費の公会計化等の促進を図る。

<担当> 初等中等教育局健康教育・食育課
 課長 平山 直子（内線 2689）
 専門官 加藤 晴彦（内線 2042）
 主任 松村 聖美（内線 3380）
 電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-2694（直通）

学校給食費の公会計化等の実施・検討状況（概要）

1 調査概要

- (1) 調査基準日：令和元年12月1日現在
- (2) 調査対象：学校給食を実施している小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校（前期課程），特別支援学校，夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会
- (3) 回答数：計1,799

2 調査結果

(1) 学校給食費の公会計化等（※）の実施・検討状況

実施・検討状況	回答数（割合）
実施している	438（26.0%）
準備・検討している	524（31.1%）
計	962（57.1%）
実施を予定していない	724（42.9%）

（学校給食費の無償化を実施している教育委員会は集計から除く。）

※本調査において、「公会計化等」とは、学校給食費について、以下①②の双方を満たしたものをいう。

①公会計制度を導入。

②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施。

【参考】少なくとも①公会計制度を導入している教育委員会 715（42.4%）

(2) 公会計化等の実施を予定していないと回答した教育委員会において支障となっている事由（複数選択可）

支障事由		回答数
首長や首長部局との調整	情報管理のための業務システムの導入・改修にかかる経費について	398
	情報管理のための業務システムの運用にかかる経費について	351
	人員の確保について	391
	徴収や未納等対応における徴税部門等との連携について	279
	その他※	88
教育委員会の判断による※		316

※主な事由（自由記述）

- ・現時点では具体的な検討に至っていない。
- ・公会計化していないが、徴収・管理に係る教員の負担軽減策を講じている（事務員や自治体出向職員、関連団体による徴収等）。
- ・保護者と信頼関係のある学校が担った方が円滑。
- ・他市町村等の動向を見て、検討したい。

等

学校給食費の公会計化等の実施・検討状況(都道府県別一覧)

別紙2

	公会計化等(※)導入状況			導入を予定していない	(参考) 少なくとも公会計 制度を導入
	導入している	導入の準備・ 検討している	合計		
1 北海道	72 (45.9%)	43 (27.4%)	115 (73.2%)	42 (26.8%)	89 (56.7%)
2 青森県	8 (23.5%)	5 (14.7%)	13 (38.2%)	21 (61.8%)	19 (55.9%)
3 岩手県	18 (52.9%)	11 (32.4%)	29 (85.3%)	5 (14.7%)	21 (61.8%)
4 宮城県	9 (27.3%)	13 (39.4%)	22 (66.7%)	11 (33.3%)	27 (81.8%)
5 秋田県	15 (57.7%)	6 (23.1%)	21 (80.8%)	5 (19.2%)	16 (61.5%)
6 山形県	4 (11.4%)	13 (37.1%)	17 (48.6%)	18 (51.4%)	9 (25.7%)
7 福島県	5 (10.4%)	12 (25.0%)	17 (35.4%)	31 (64.6%)	16 (33.3%)
8 茨城県	5 (11.6%)	21 (48.8%)	26 (60.5%)	17 (39.5%)	36 (83.7%)
9 栃木県	2 (8.0%)	7 (28.0%)	9 (36.0%)	16 (64.0%)	7 (28.0%)
10 群馬県	19 (76.0%)	4 (16.0%)	23 (92.0%)	2 (8.0%)	24 (96.0%)
11 埼玉県	10 (16.7%)	16 (26.7%)	26 (43.3%)	34 (56.7%)	26 (43.3%)
12 千葉県	32 (58.2%)	11 (20.0%)	43 (78.2%)	12 (21.8%)	44 (80.0%)
13 東京都	7 (12.1%)	19 (32.8%)	26 (44.8%)	32 (55.2%)	8 (13.8%)
14 神奈川県	5 (14.7%)	16 (47.1%)	21 (61.8%)	13 (38.2%)	6 (17.6%)
15 新潟県	3 (9.7%)	8 (25.8%)	11 (35.5%)	20 (64.5%)	9 (29.0%)
16 富山県	0 (0.0%)	7 (43.8%)	7 (43.8%)	9 (56.3%)	0 (0.0%)
17 石川県	2 (10.0%)	6 (30.0%)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	6 (30.0%)
18 福井県	5 (29.4%)	2 (11.8%)	7 (41.2%)	10 (58.8%)	10 (58.8%)
19 山梨県	12 (52.2%)	5 (21.7%)	17 (73.9%)	6 (26.1%)	15 (65.2%)
20 長野県	20 (23.5%)	24 (28.2%)	44 (51.8%)	41 (48.2%)	27 (31.8%)
21 岐阜県	11 (25.6%)	20 (46.5%)	31 (72.1%)	12 (27.9%)	22 (51.2%)
22 静岡県	8 (22.9%)	15 (42.9%)	23 (65.7%)	12 (34.3%)	19 (54.3%)
23 愛知県	13 (23.6%)	8 (14.5%)	21 (38.2%)	34 (61.8%)	43 (78.2%)
24 三重県	3 (10.0%)	10 (33.3%)	13 (43.3%)	17 (56.7%)	6 (20.0%)
25 滋賀県	8 (40.0%)	8 (40.0%)	16 (80.0%)	4 (20.0%)	12 (60.0%)
26 京都府	1 (4.5%)	11 (50.0%)	12 (54.5%)	10 (45.5%)	3 (13.6%)
27 大阪府	5 (11.6%)	19 (44.2%)	24 (55.8%)	19 (44.2%)	7 (16.3%)
28 兵庫県	19 (46.3%)	16 (39.0%)	35 (85.4%)	6 (14.6%)	20 (48.8%)
29 奈良県	6 (17.1%)	11 (31.4%)	17 (48.6%)	18 (51.4%)	19 (54.3%)
30 和歌山県	11 (40.7%)	4 (14.8%)	15 (55.6%)	12 (44.4%)	13 (48.1%)
31 鳥取県	6 (30.0%)	3 (15.0%)	9 (45.0%)	11 (55.0%)	6 (30.0%)
32 島根県	5 (26.3%)	6 (31.6%)	11 (57.9%)	8 (42.1%)	6 (31.6%)
33 岡山県	1 (3.6%)	17 (60.7%)	18 (64.3%)	10 (35.7%)	2 (7.1%)
34 広島県	6 (26.1%)	10 (43.5%)	16 (69.6%)	7 (30.4%)	6 (26.1%)
35 山口県	2 (10.5%)	8 (42.1%)	10 (52.6%)	9 (47.4%)	6 (31.6%)
36 徳島県	5 (20.8%)	5 (20.8%)	10 (41.7%)	14 (58.3%)	17 (70.8%)
37 香川県	3 (15.8%)	10 (52.6%)	13 (68.4%)	6 (31.6%)	11 (57.9%)
38 愛媛県	2 (9.5%)	8 (38.1%)	10 (47.6%)	11 (52.4%)	5 (23.8%)
39 高知県	19 (59.4%)	5 (15.6%)	24 (75.0%)	8 (25.0%)	21 (65.6%)
40 福岡県	10 (16.1%)	17 (27.4%)	27 (43.5%)	35 (56.5%)	13 (21.0%)
41 佐賀県	2 (11.8%)	2 (11.8%)	4 (23.5%)	13 (76.5%)	2 (11.8%)
42 長崎県	3 (13.6%)	6 (27.3%)	9 (40.9%)	13 (59.1%)	3 (13.6%)
43 熊本県	2 (4.5%)	10 (22.7%)	12 (27.3%)	32 (72.7%)	3 (6.8%)
44 大分県	4 (22.2%)	8 (44.4%)	12 (66.7%)	6 (33.3%)	4 (22.2%)
45 宮崎県	0 (0.0%)	11 (42.3%)	11 (42.3%)	15 (57.7%)	0 (0.0%)
46 鹿児島県	6 (15.0%)	20 (50.0%)	26 (65.0%)	14 (35.0%)	7 (17.5%)
47 沖縄県	24 (57.1%)	7 (16.7%)	31 (73.8%)	11 (26.2%)	24 (57.1%)
合計	438 (26.0%)	524 (31.1%)	962 (57.1%)	724 (42.9%)	715 (42.4%)

(数値には、義務教育諸学校の他、特別支援学校や夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会を含む。)

(学校給食費の無償化を実施している教育委員会は集計から除く。)

※①学校給食費を公会計化するとともに、②保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の自らの業務として行うことを指す。